

登記・供託オンライン申請システム 民間事業者等との連携仕様について

法務省民事局総務課登記情報センター一室

第1 はじめに

概要

法務省は、登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」といいます。）において申請・請求を行うための専用アプリケーション（申請用総合ソフト）を開発し、提供しています。

また、本システムは、申請書作成、送信及び公文書取得等オンライン申請に必要な操作の全部又は一部を民間事業者等が開発したソフトウェア（申請書作成ソフト）で行い、APIの仕組み等を用いて本システムと連携させることも可能としています。

それぞれの申請、請求方法の概要等は下表のとおりです。

	法務省提供		民間事業者等提供		
	かんたん証明書請求	申請用総合ソフト (官公署用申請用総合ソフト)	Webサービス連携方式	XML連携方式	
				申請データセット連携	申請書様式連携
概要	法務省が開設しているWebサイトにおいて、各種証明書の請求等が可能(電子署名を要する不動産登記申請等の手続は対象外) この方法を利用する際には、PCの環境設定が原則不要でWebブラウザのみで請求等を行うことが可能	法務省が提供するソフトウェアであり、申請書の作成から電子署名の付与、送信、処理状況確認等、本システムにおいて申請等を行う際に必要となる総合的な機能を提供し、本システムで取り扱う全ての手続が対象	民間事業者が提供するソフトウェアで、各事業者がそれぞれ対象とする業務の特性を考慮した申請書作成ソフトを開発している 申請書作成から申請書送信、公文書取得等オンライン申請に必要な全ての操作を申請書作成ソフトで実施可能 申請書作成ソフトが本システムと直接連携を行う方式	民間事業者が提供するソフトウェアで、各事業者がそれぞれ対象とする業務の特性を考慮した申請書作成ソフトを開発している 申請書作成、ファイル添付及び署名を申請書作成ソフトで行い、それ以外の申請書送信、公文書取得等といった操作は、申請用総合ソフト等において行う(※1) 申請データセット(※2)を申請用総合ソフト等に取り込み、本システムへ送信する方式	民間事業者が提供するソフトウェアで、各事業者がそれぞれ対象とする業務の特性を考慮した申請書作成ソフトを開発している 申請書の作成のみを申請書作成ソフトで行い、それ以外のファイル添付、署名、申請書の送信、公文書取得等の操作は申請用総合ソフト等で行う 申請書を申請用総合ソフト等に取り込み、本システムへ送信する方式
対象 手続 ソフトウェア の併用有	電子署名が不要な手続	全手続	無	各民間事業者が開発したソフトウェアにより異なる	
メリット	【コスト】 ・開発費用が発生しない 【利便性】 ・環境設定が不要でWebブラウザだけで請求が可能 なため、容易に使用可能	【コスト】 ・開発費用が発生しない	【利便性】 ・業務特性を考慮した申請書作成ソフトが開発可能	【利便性】 ・業務特性を考慮した申請書作成ソフトが開発可能 ・複数の申請データをまとめて申請用総合ソフト等に取り込むことが可能なため、大量の申請を扱う場合でも、操作量が少ない	【利便性】 ・業務特性を考慮した申請書作成ソフトが開発可能
デメリット	【利便性】 ・電子署名を要する手続(不動産登記、商業・法人登記の申請等)は実施不可	【利便性】 ・全ての手続に対応する機能があるため、特定の申請しか実施しない場合は、不要な機能が含まれる ・ソフトのインストール等、環境設定が必要	【コスト】 ・開発費用が発生する(大) 【利便性】 ・ソフトのインストール等、環境設定が必要	【コスト】 ・開発費用が発生する(中) 【利便性】 ・ソフトのインストール等、環境設定が必要 ・申請書作成ソフトと申請用総合ソフト等との併用が必須	【コスト】 ・開発費用が発生する(小) 【利便性】 ・ソフトのインストール等、環境設定が必要 ・申請書作成ソフトと申請用総合ソフト等との併用が必須 ・申請書のデータを1件ずつ申請用総合ソフト等に取り込む必要があり、大量の申請を扱う場合に、操作量が多くなる

※1 申請書作成ソフトのファイル添付、署名機能の開発有無は民間事業者等で選択することが可能(申請書作成ソフトで開発しない場合は申請用総合ソフト等でファイル添付、署名機能の操作を行う。)

※2 申請書以外の構成管理情報や添付書類を含む申請データ一式の名称

第2 申請書作成ソフトの開発プロセス

民間事業者等が新規にソフトウェアを開発する際の一般的なプロセスは以下のとおりです。
開発を検討する民間事業者等には、機密保持誓約書を提出いただいた上でソフトウェア開発に必要な各種の仕様書（接続仕様書）を貸与します。

貸与を希望される場合は、本資料末尾の問合せ先にお問合せいただくようお願いします。

開発プロセス

- ① • 機密保持誓約書の提出【開発業者】
- ② • 接続仕様書貸与【法務省】
- ③ • 開発可否の検討【開発業者】
- ④ • エントリーシート及び秘密保持等契約書の提出【開発業者】
- ⑤ • コミュニティサイトのID・PWの提供【法務省】
- ⑥ • コミュニティサイトの閲覧・資料ダウンロード【開発業者】
- ⑦ • 開発・テスト【開発業者】
- ⑧ • 連動テスト【法務省・開発業者】

運用開始

第3 申請書作成ソフトの開発に必要な接続仕様書

接続仕様書は、以下に記載の5編で構成されています。

なお、貸与される接続仕様書は、本システムの安全性及び信頼性確保の観点において大変重要な情報となりますので、あらかじめ提出した機密保持誓約書記載事項の遵守を徹底願います。

接続仕様書は、システムの改修等により変更されることがありますが、変更を行った際は申請書作成ソフト開発業者としてエントリーした民間事業者との間で構築されるコミュニティサイトでお知らせします。

Webサービス編(Webサービス連携方式)

本システムに接続するに当たってのインターフェース情報を記載します。本編は、提供するWebサービスの種類やそれらを利用するために必要となるWDSLなどの情報で構成されています。

データ仕様編(すべての方式)

申請データの全体構成や、構成管理情報、申請書様式、入力チェックルールなどの情報を記載しています。

アプリケーション仕様編(すべての方式)

申請用総合ソフトが実装する機能のうち、申請書作成ソフトにおいても実装が必須となる機能について記載しています。

GWサブシステムインターフェース仕様書

オンライン物件検索を行うためにGWサブシステムとの連携に必要なインターフェース及び連携ファイルの定義情報等について記載しています。

登記識別情報関連API編(Webサービス連携方式(不動産登記のみ))

不動産手続において、登記識別情報に対する暗号化又は復号処理を実施する際に利用する法務省提供のDLLファイルのインターフェース(入出力情報など)情報を記載しています。

注:各仕様書表題の()書きは対応が必要となる連携方式を示します。

なお、GWサブシステムインターフェース仕様書については、機能の実装は任意です。

第3 申請書作成ソフトの開発に必要な接続仕様書

Webサービス編の概要

Webサービス連携方式を採用して開発するソフトウェアを対象とした仕様書です。本書は、以下のとおり本システムへの接続要件及び各APIのリファレンスにより構成しています。

接続要件

- ・通信プロトコル SOAP1.1及びMTOM
- ・サービスの定義 WDSL
- ・通信のセキュリティ TLS1.2
- ・認証方式 Basic認証
- ・サービス提供時間 業務日(※)における午前8時30分から午後9時まで

※行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第1号)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日

- ・その他 Cookieの利用, リクエストにUserAgentIDの設定が必須

AxisやVisualStudioなどで提供されるToolkitを利用いただくことで、WSDLからクライアント用ライブラリを自動生成できます。なお、SOAPのリクエストヘッダーに付与するUserAgentIDの具体的な設定値は、民間事業者ごとに異なります。

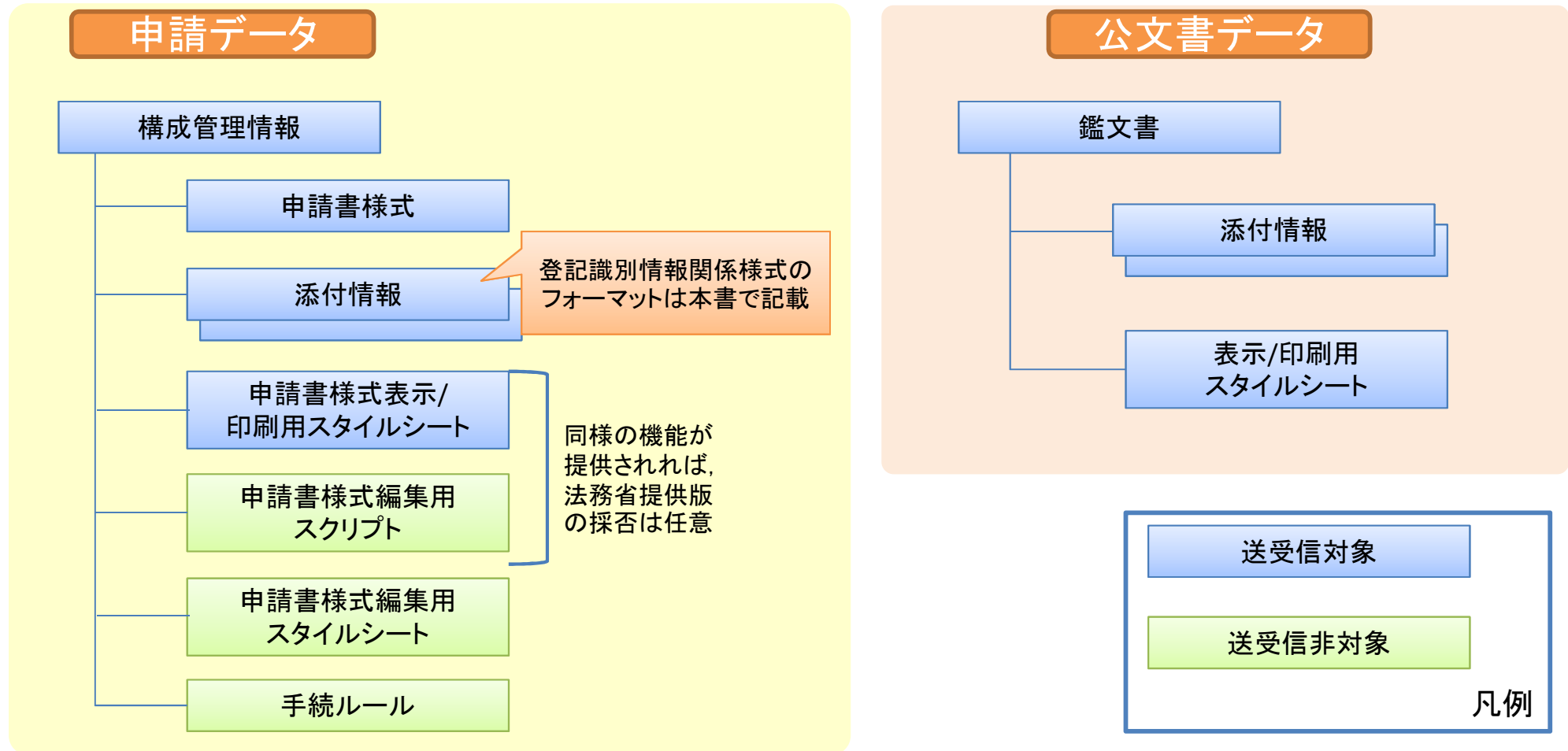
APIリファレンス

本システムとの通信における全APIを掲載しています。それぞれに、処理概要、メソッド、シグネチャ、引数、戻り値が定義されています。「どのAPIをいつの段階で呼び出すか」については、本書のシーケンス図のほかに、「アプリケーション仕様編」のフローを参考とし、設計する必要があります。

第3 申請書作成ソフトの開発に必要な接続仕様書

データ仕様編の概要

本書は、申請データや公文書データなど本システムと通信する際の各種データセットの構成やタグ仕様などを定義しています。



申請データ及び公文書データともに本システムから提供します。申請書作成ソフトにおいては、構成管理情報及び申請書様式の編集機能を実装していただく必要があります。なお、運用開始後は、本システムのホームページから最新の様式を取得可能としています。

第3 申請書作成ソフトの開発に必要なとなる接続仕様書

アプリケーション仕様編の概要

本書は、本システムとの接続に当たり、最低限実装すべき必要な機能や、処理フローについて定義しています。採用する連携方式によって、下表のとおり開発するソフトウェアに実装すべき機能も異なりますので御留意ください。

なお、本書に示す機能以外でも、民間事業者等の判断により追加機能を実装していただくことは問題ありません。

～実装すべき機能の一覧～

No	機能名	Webサービス 連携方式	XML連携方式		備考
			申請データセット 連携	申請書様式連携	
1	申請書様式編集機能	○	○	○	
2	申請内容チェック機能	○	○	○	
3	申請書様式表示機能	○	○	○	
4	構成管理情報編集機能	○	○		
5	申請データセットバージョン確認機能	○	○		
6	デジタル署名機能	○	○		署名を要する手続限定
7	添付機能	○	○		
8	登記識別情報関係様式作成機能	○			不動産登記申請限定
9	管理情報作成機能		○		
10	申請案件送信機能	○			
11	申請案件状況照会機能	○			
12	電子公文書管理機能	○			
13	申請案件管理機能	○			
14	重要なお知らせ表示機能	○			
15	漢字文字画像検索機能	○			
16	目録様式作成機能	○			不動産登記申請限定
17	物件情報確認機能	○			

第3 申請書作成ソフトの開発に必要な接続仕様書

登記識別情報関連API編の概要

(Webサービス連携方式(不動産登記のみ))

本書は、不動産登記手続において、登記識別情報関係様式の作成に必要な暗号化・復号モジュール（登記識別情報関連DLLファイル）を利用するためのインタフェースについて定義しています。不動産登記申請をサポートするソフトウェアのうちWebサービス連携方式を採用して開発するソフトウェアが対象となります。

利用環境要件

登記識別情報関連DLLファイルを動作させるために、Microsoft.NETフレームワーク4.5.2または4.6のライブラリが必要となります。また、開発言語としてC#での動作確認を行っています。その他の開発言語及びOSからの利用については、各民間事業者等において動作確認をしていただくことになります。

機能概要

本DLLファイルには、以下の4つの機能を実装しています。

- ①本システムの公開鍵を利用して登記義務者の保有する登記識別情報を暗号化する。
- ②登記権利者が登記識別情報を取得するための鍵ペア(秘密鍵及び公開鍵)を生成する。
- ③暗号化された登記識別情報を登記権利者の秘密鍵を用いて復号化する。
- ④暗号化された二次元バーコードビット情報を登記権利者の秘密鍵を用いて復号化する。

また、それぞれの機能についてのメソッド、引数、戻り値及び例外などを定義しています。

なお、暗号化又は復号化された登記識別情報や生成された鍵の管理の取扱いは、民間事業者等が開発するソフトウェアで実装する必要があります。

第4 開発資材の提供

申請書作成ソフトの開発業者としてエントリーをいただいた民間事業者等に対しては、採用する連携方式に応じて、以下の開発資材を提供します。

サンプル申請書様式(すべての方式)

申請書様式のサンプルを提供します。申請書様式は構成管理RDF, 申請書XML, 入力用スタイルシート, 表示用スタイルシート及びチェックルールファイルなどで構成されています。

サンプル公文書(Webサービス連携方式)

電子公文書のサンプルを提供します。

ソフトウェア固有の設定情報(Webサービス連携方式)

本システムへの利用者からの問合せや障害時の原因解析などの場面で、送信元ソフトウェアを特定する等の目的から、申請書作成ソフトに対し、ソフトウェア固有の情報を設定していただきます。この具体的な設定値をお知らせします。

登記識別情報関連DLLファイル(Webサービス連携方式(不動産登記のみ))

申請書作成ソフトが、登記識別情報に対する暗号化又は復号処理を実施する際に利用するDLLファイルを提供します。本ファイルのインターフェース仕様は、接続仕様書「登記識別情報関連API編」に記載したものととなります。

第5 連動テストの実施

Webサービス連携方式を採用する申請書作成ソフトを開発する場合は、連動テストを実施していただきます。テストの概要については、以下のとおりです。

最終確認テスト

目的

開発した申請書作成ソフトについて、本システム及び本システムと連携する個別業務システムと連動したスルーテストの実施を通して、法務省、本システム運用者及び民間事業者等が、テスト項目における終了判定条件を満たしていることを確認すること

実施場所

法務省民事局総務課登記情報センター
(具体的な所在地については、テストを実施する民間事業者等にのみ開示します。)

実施方法

本システムのテスト環境に民間事業者等が用意するテスト用PCをLAN接続する方法により行います。

アクセステスト

目的

本システムと開発した申請書作成ソフトとの間で、インターネットを経由して疎通確認を行うこと

実施場所・ 方法

民間事業者が自社で用意した場所から、本システムのテスト環境に対してインターネット経由により接続の上、テストを実施する。

第6 おわりに

問合せについて

接続仕様書の貸与や連携方式に関する問合せは、以下の問合せ先に御連絡ください。

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法務省民事局総務課登記情報センター室 登記情報第五係
(代)03(3580)4111
Email: shinonline@i.moj.go.jp

お知らせ

本システムは令和2年度にシステムの更改を予定しています。これに合わせて、本システムのAPIについて、政府方針を踏まえ、開発者及び利用者にとって利便性の高いAPIとするため、内閣官房が策定した「API設計・運用実践ガイドブック」及び「APIテクニカルガイドブック」に沿ったAPIとして整備し、標準化を図る等の見直しを行いさらに民間事業者等の皆様にとって開発しやすい環境を整備する予定です。詳細については、決定次第、改めてお知らせいたします。

登記・供託オンライン申請システム
登記ねっと 供託ねっと

